

大和川流域水害対策協議会

日 時：令和 4 年 1 月 12 日（水）

10：00～11：30

場 所：ホテルリガーレ春日野 飛鳥の間

議 事 次 第

1. 開 会

2. 特定都市河川の指定について 資料 1

3. 議 題

1) 大和川流域水害対策協議会の規約について 資料 2

2) 大和川流域水害対策計画の基本的考え方について 資料 3

3) 学識者への意見聴取・住民との意見交換について 資料 4

4. 総 括

5. 閉 会

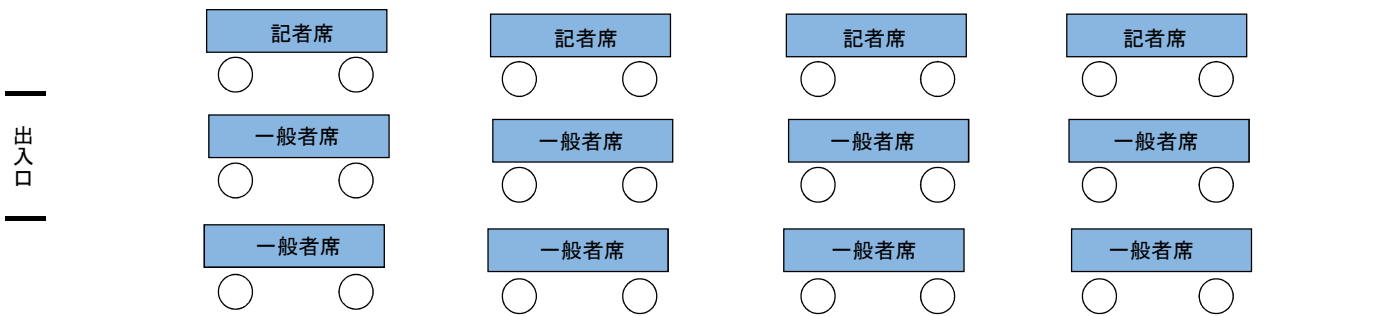
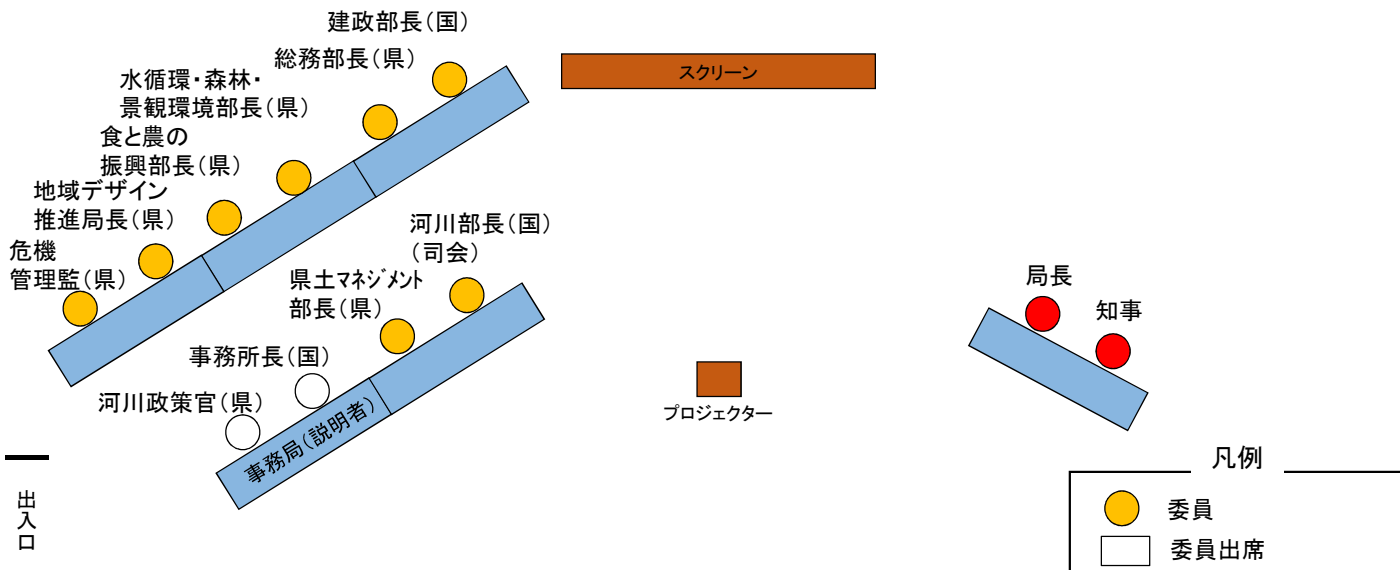
大和川流域総合治水対策協議会 出席者

令和4年1月12日 ホテルリガーレ春日野 飛鳥の間

協議会委員		
機 関	役 職	氏 名
近畿地方整備局	局 長	東川 直正
	建政部長	伊藤 康行
	河川部長	小島 優
奈 良 県	知 事	荒井 正吾
	総務部長	(欠席)
	水循環・森林・景観環境部長	塩見 浩之
	食と農の振興部長	乾 新弥
	県土マネジメント部長	松本 健
	地域デザイン推進局長	岡野 年秀
	危機管理監	代理)知事公室次長 津風呂 雅彦
奈 良 市	市 長	代理)建設部次長 田中 実
大和高田市	市 長	堀内 大造
大和郡山市	市 長	上田 清
天理市	市 長	代理)建設部長 井上 典正
橿原市	市 長	亀田 忠彦
桜井市	市 長	代理)都市建設部長 山田 誠一
御所市	市 長	東川 裕
生駒市	市 長	代理)建設部長 米田 尚起
香芝市	市 長	福岡 憲宏
葛城市	市 長	阿古 和彦
宇陀市	市 長	代理)建設部長 向崎 永恵
平群町	町 長	西脇 洋貴
三郷町	町 長	森 宏範
斑鳩町	町 長	中西 和夫
安堵町	町 長	西本 安博
川西町	町 長	代理)副町長 森田 政美
三宅町	町 長	森田 浩司
田原本町	町 長	森 章浩
高取町	町 長	中川 裕介
明日香村	村 長	代理)地域づくり課長 穴瀬 通孝
上牧町	町 長	今中 富夫
王寺町	町 長	平井 康之
広陵町	町 長	山村 吉由
河合町	町 長	清原 和人
大淀町	町 長	代理)建設環境部建設産業課長 辻 敬三
近畿農政局	農村振興部長	代理)洪水調節機能強化対策官 羽島 一郎
近畿中国森林管理局 奈良森林管理事務所	所長	中村 彰男
近畿地方環境事務所	所長	関根 達郎
近畿財務局 奈良財務事務所	所長	小林 基裕
奈良地方気象台	台長	平野 喜芳

大和川流域水害対策協議会 配席図

令和4年1月12日 ホテルリガレー春日野(飛鳥の間)



特定都市河川の指定

大和川水系大和川等を特定都市河川に指定（令和3年12月24日）
（令和3年12月24日 官報 第644号）

名称	区		間
	上流端	下流端	
大和川	桜井市大字小夫地先の県道笛吹橋	奈良県北葛城郡王寺町藤井地先	
佐保川	左岸 奈良市中ノ川町字石出一二一七番地先 右岸 奈良市中ノ川町字クレ橋八二五番地先	大和川への合流点	
竜田川	左岸 生駒市俵口町一八三番地先 右岸 生駒市俵口町一八二番地先	大和川への合流点	
富雄川	左岸 生駒市高山町字滝ノ口四九五八番地先 右岸 生駒市高山町字庄田四六〇六番地先	大和川への合流点	
岩井川	奈良市紀寺町字中谷一一一九番一地先県道六度橋	佐保川への合流点	
秋篠川	左岸 奈良市中山町西一丁目七五五番の一地先 右岸 奈良市学園朝日元町二丁目六八九番の一地先	佐保川への合流点	
地藏院川	奈良市藤原町字十六一番二地先	佐保川への合流点	
高瀬川	左岸 奈良市米谷町ゴダ二一五八四番の一地先 右岸 奈良市米谷町ダイド一四六八番の二地先	佐保川への合流点	
能登川	奈良市高畑町字市の井一五〇一番の二地先の市道橋	岩井川への合流点	
布留川	左岸 天理市菅原町字下代川向二〇一四番地先 右岸 天理市菅原町字下代一九四一番地先	大和川への合流点	
寺川	桜井市大字鹿路字辻木一四六番地先の県道江本橋	大和川への合流点	
飛鳥川	高市郡明日香村大字栢森字ウエダ一七七番地先の村道栢森橋	大和川への合流点	
米川	左岸 桜井市大字高家字ナカデー一三六番地先 右岸 桜井市大字高家字ナカデー一〇四八番地先	寺川への合流点	
曾我川	左岸 御所市大字重阪字内谷六四三番の一地先 右岸 御所市大字重阪字内谷六三九番地先	大和川への合流点	
葛下川	左岸 葛城市大字南今市字ナツメハラ一七四番の一 地先 右岸 葛城市大字南今市字五反田五〇四番の二地先	大和川への合流点	
葛城川	左岸 御所市大字鴨神字前ブケ四二九番地先 右岸 御所市大字鴨神字上野一五八九番地先	曾我川への合流点	
高田川	左岸 葛城市大字南藤井字西の京三三三番地先 右岸 葛城市大字山田字ヨツガ一四三番地先	曾我川への合流点	
高取川	右岸 高市郡高取町大字上子島字マトバ二番の六地先 左岸 高市郡高取町大字下子島字マトカ二九番の一 地先	曾我川への合流点	

別表 大和川特定都市河川

○国土交通省告示第千五百五十一号
特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年六月十一日法律第七十七号）第三条第一項及び第三項の規定により、別表のとおり特定都市河川を指定し、併せて次のとおり特定都市河川流域を指定する。同条第十項並びに特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成十六年五月十四日国土交通省令第六十四号）第一条第一項及び第二項の規定に基づき、公示する。
令和三年十二月二十四日
国土交通大臣 斉藤 鉄夫

名称 大和川特定都市河川流域
区域 奈良県奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、生駒郡平群町、生駒郡三郷町、生駒郡斑鳩町、生駒郡安堵町、磯城郡川西町、磯城郡三宅町、磯城郡田原本町、高市郡高取町、高市郡明日香村、北葛城郡上牧町、北葛城郡王寺町、北葛城郡広陵町、北葛城郡河合町及び吉野郡大淀町のうち、次の図面の赤色枠で囲まれた部分の区域
（図面省略）
その関係図面は、近畿地方整備局及び大和川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

大和川流域水害対策協議会規約

(名称)

第1条 この会議は、大和川流域水害対策協議会（以下「協議会」）とする。

(目的)

第2条 協議会は、気候変動の影響による降雨量の増加や流域の開発に伴う雨水流出量の増加等により浸水被害が著しい大和川流域において、雨水貯留浸透施設等の積極的な推進及び流域の持つ保水・貯留機能の適正な維持、水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫等、総合的な流域対策を効果的かつ円滑な実施を図るため、流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議並びに流域水害対策計画の実施に係る連絡調整を行うことを目的に、特定都市河川浸水被害対策法第六条に基づき設置するものである。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会には座長を置くものとし、座長は近畿地方整備局長が務める。
- 3 協議会の運営、進行及び招集は座長が行う。
- 4 協議会は、第1項によるもののほか、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の協議会への参加を求めることができる。
- 5 協議会は、必要に応じて検討WGを設置することができる。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 大和川流域水害対策計画の策定及び変更。
- 2 協議会を開催し、上記計画に定められた事項について、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している取組状況等について共有・検討する。

(会議の公開)

第5条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

(協議会資料等の公表)

第6条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、協議会構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第7条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、近畿地方整備局大和川河川事務所及び奈良県県土マネジメント部河川整備課、下水道課が行う。

(雑則)

第 8 条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

規約は、令和 4 年 1 月 1 2 日から施行する。

協議会の設立をもって、大和川流域総合治水対策協議会は廃止する。

大和川流域水害対策協議会組織

○印は座長

奈良県 知事
奈良県 総務部長
奈良県 危機管理監
奈良県 水循環・森林・景観環境部長
奈良県 食と農の振興部長
奈良県 県土マネジメント部長
奈良県 地域デザイン推進局長
奈良市長
大和高田市市長
大和郡山市市長
天理市長
橿原市長
桜井市長
御所市長
生駒市長
香芝市長
葛城市市長
宇陀市長
平群町長
三郷町長
斑鳩町長
安堵町長
川西町長
三宅町長
田原本町長
高取町長
明日香村長
上牧町長
王寺町長
広陵町長
河合町長
大淀町長
○近畿地方整備局 局長
近畿地方整備局 建政部長
近畿地方整備局 河川部長
近畿農政局 農村振興部長
近畿中国森林管理局 奈良森林管理事務所長
近畿地方環境事務所長
近畿財務局 奈良財務事務所長
奈良地方気象台長

大和川流域水害対策計画の基本的考え方

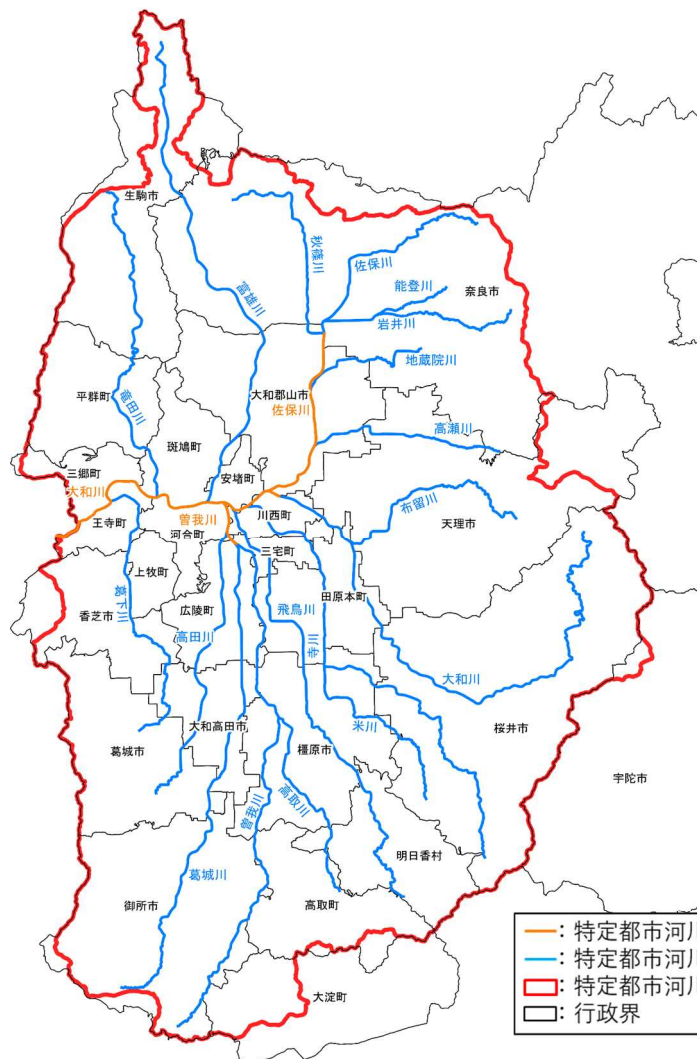
令和4年1月12日
大和川流域水害対策協議会

特定都市河川の指定

大和川水系大和川等を特定都市河川に指定（令和3年12月24日）

河川区間：大和川水系大和川（奈良県内）他 計18河川

流域面積：712km²（流域を含む市町村の数 25）



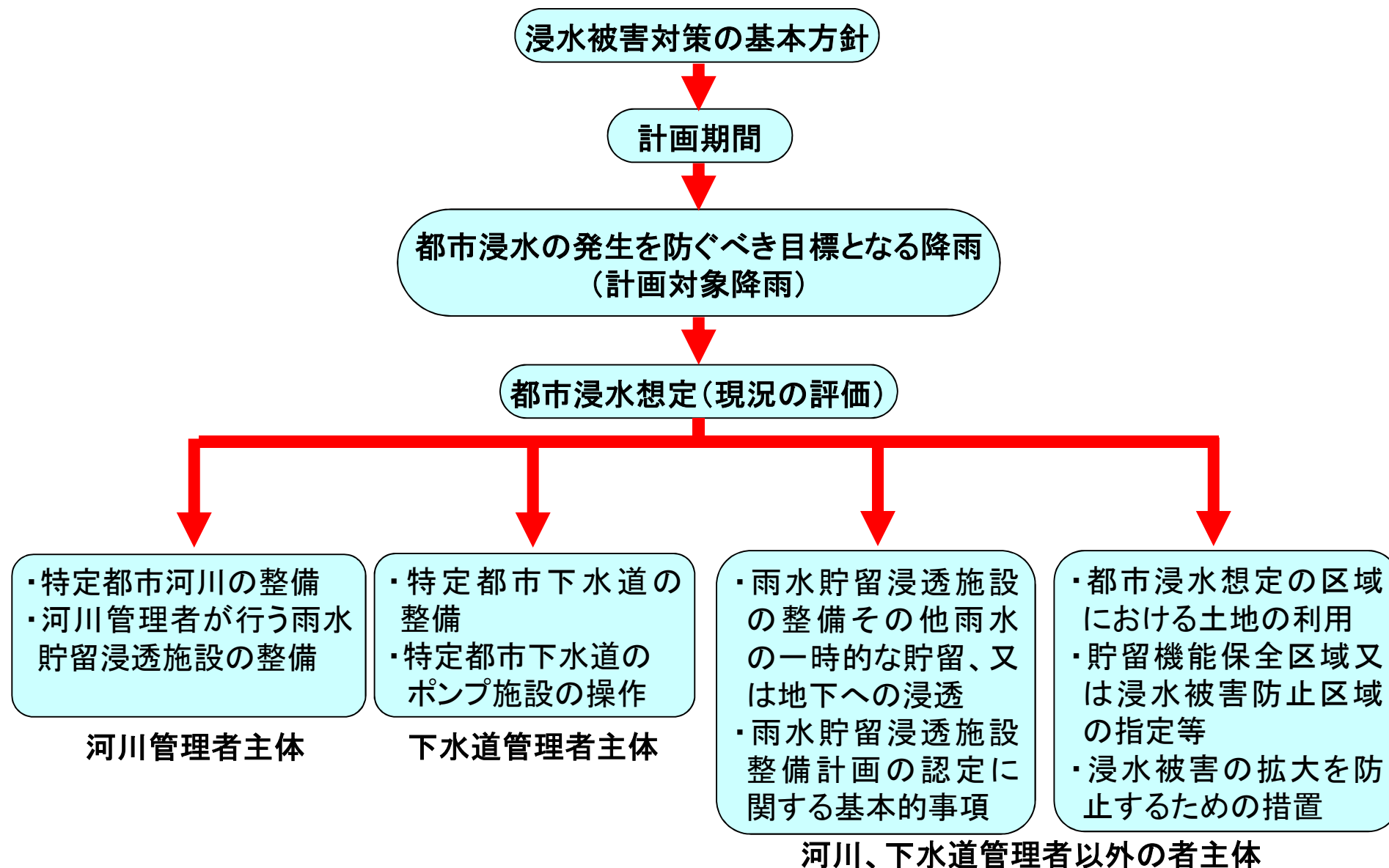
【流域市町村】

奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、大淀町

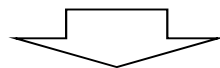
【指定河川】

大和川、佐保川、竜田川、富雄川、岩井川、秋篠川、地藏院川、高瀬川、能登川、布留川、寺川、飛鳥川、米川、曾我川、葛下川、葛城川、高田川、高取川

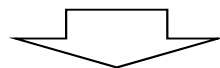
図 指定河川の区間及び流域



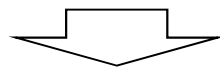
- 現状において昭和57年8月洪水と同規模の洪水が起こった場合に想定される床上浸水面積（浸水深50cm以上）は約550ha発生すると想定される。



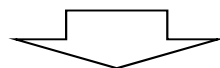
流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域一体で総合的かつ多層的な浸水被害対策を講じることにより、浸水被害の最小化を図る。



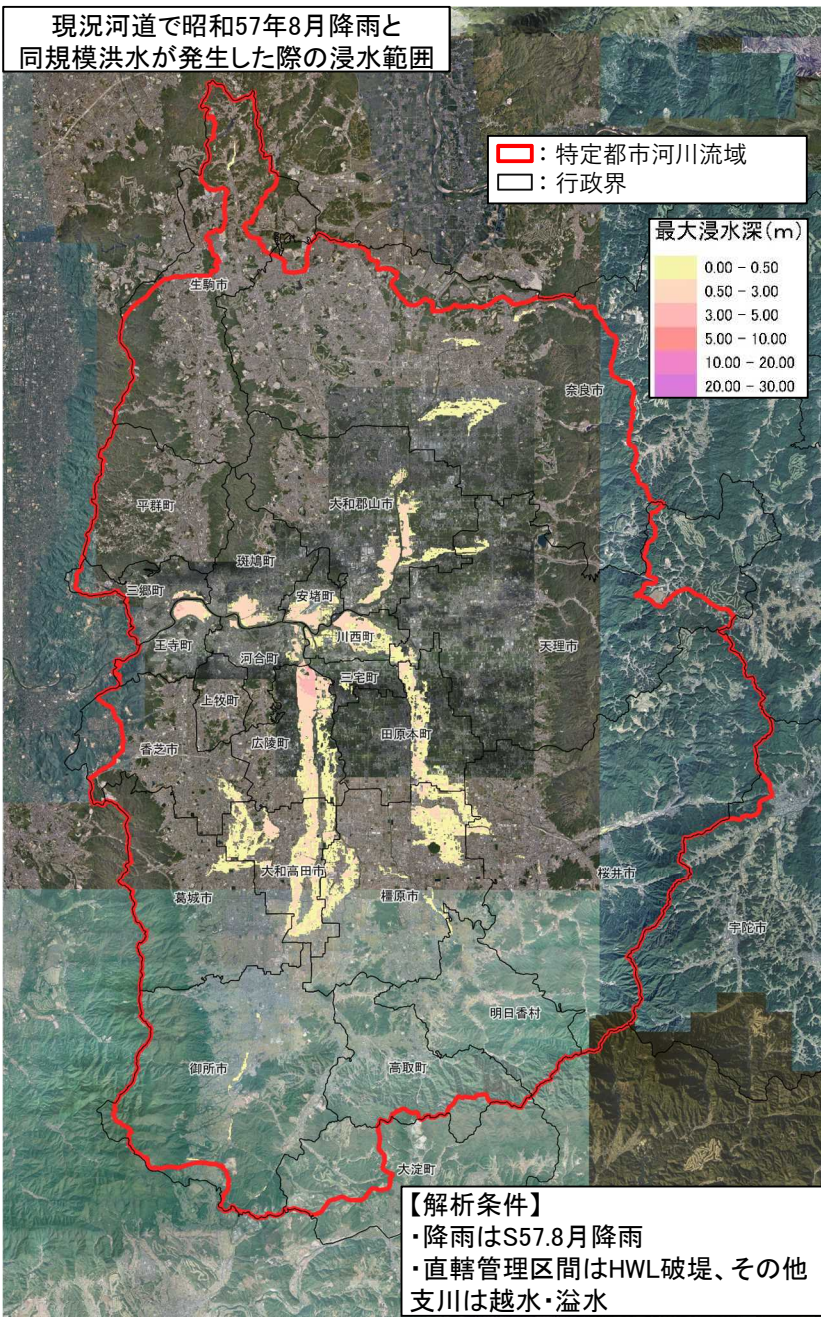
- 河川整備や下水道整備を推進することで、浸水被害の防止・軽減を図る。なお、整備にあたっては、自然環境が有する多様な機能を活かすグリーンインフラの考えを踏まえるものとする。
- これらの対策により流域全体で治水安全度の向上を図り、大和川本川・佐保川の堤防決壊による壊滅的な被害を解消することで浸水被害の軽減を図るが、一部支川氾濫や内水による浸水が残ると想定される。



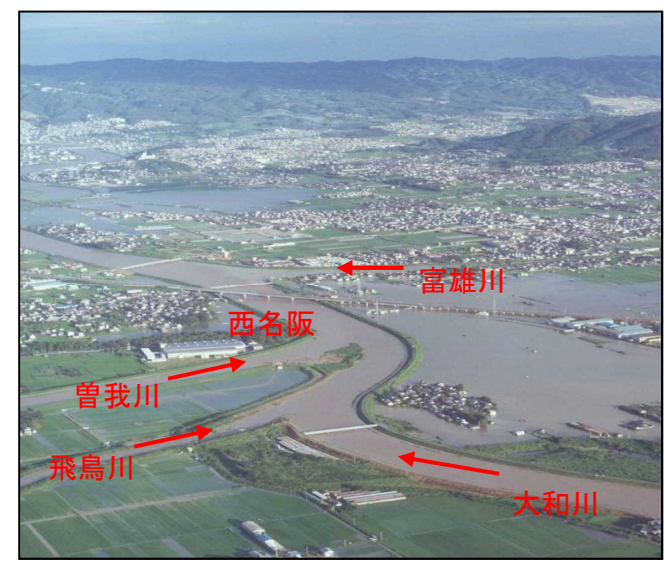
- グリーンインフラの考えを踏まえながら、雨水貯留浸透施設の整備やため池の治水利用等に取り組むことで流出量を抑制するとともに、沿川の土地が元々有する洪水や雨水を一時的に滞留・貯留させる機能の保全を図るため、貯留機能保全区域の指定について検討する。
- さらに、支川氾濫や内水により浸水が想定される区域において、水害リスク（浸水深や浸水頻度等）や奈良県の『大和川流域における総合治水の推進に関する条例』に基づく市街化編入抑制区域の指定状況を踏まえ、まちづくり計画などを考慮のうえ、土地利用規制（浸水被害防止区域の指定）を活用し、住宅・要配慮者施設等建築等時の安全性の事前確認や移転制度の利用等により流域内住民等の安全の確保を図る。



- これらの取り組みにより、計画対象降雨や計画を上回る降雨に対して、流域内住民等の安全確保を図る。

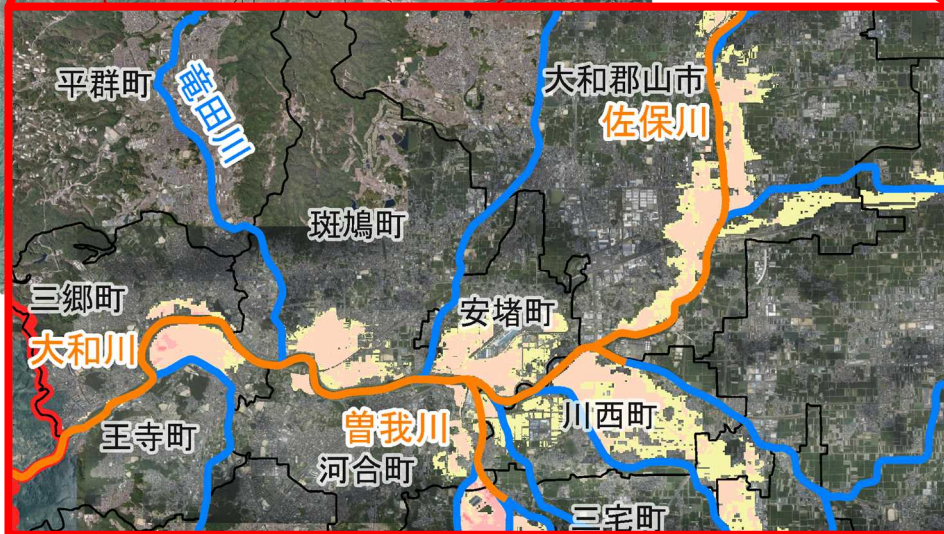
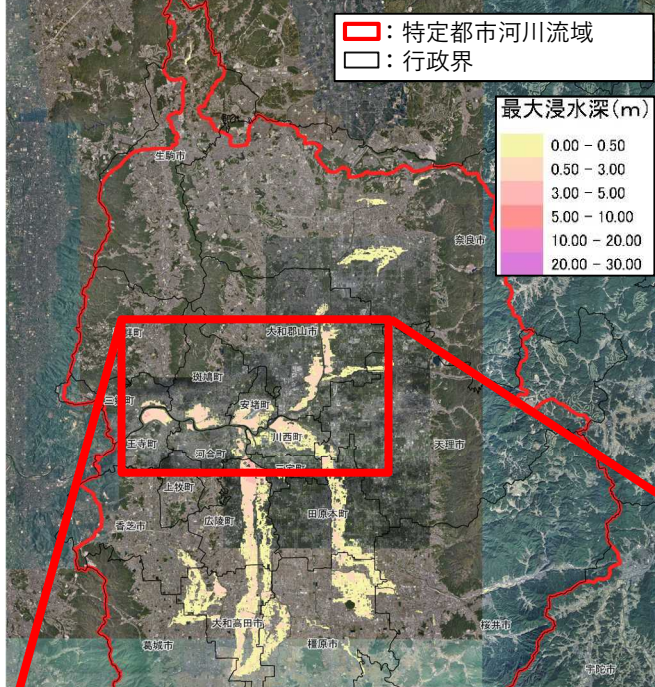


昭和57年8月洪水 (被害状況)

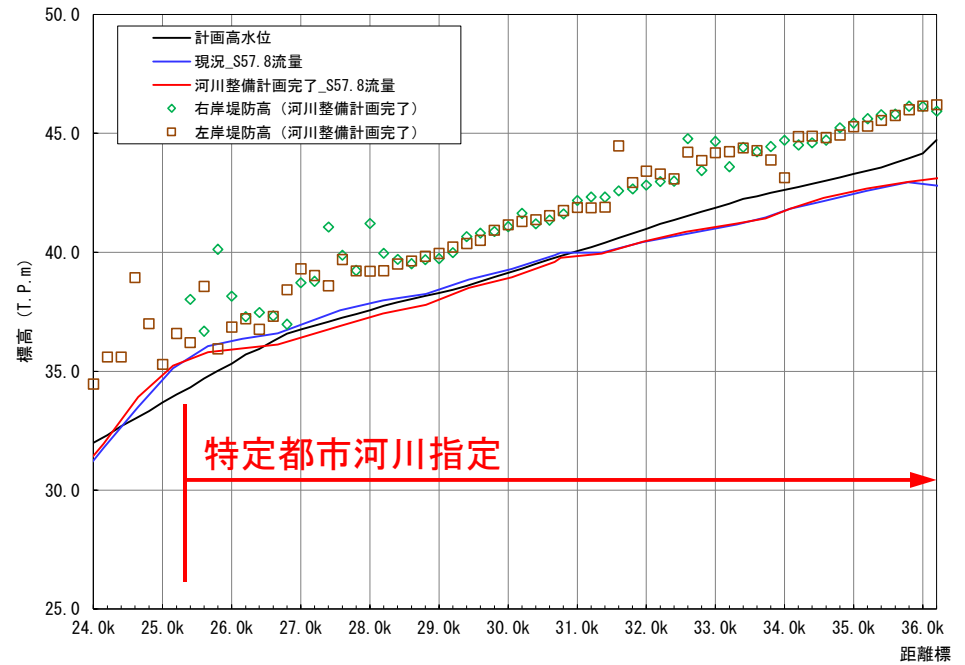


浸水被害対策の基本方針

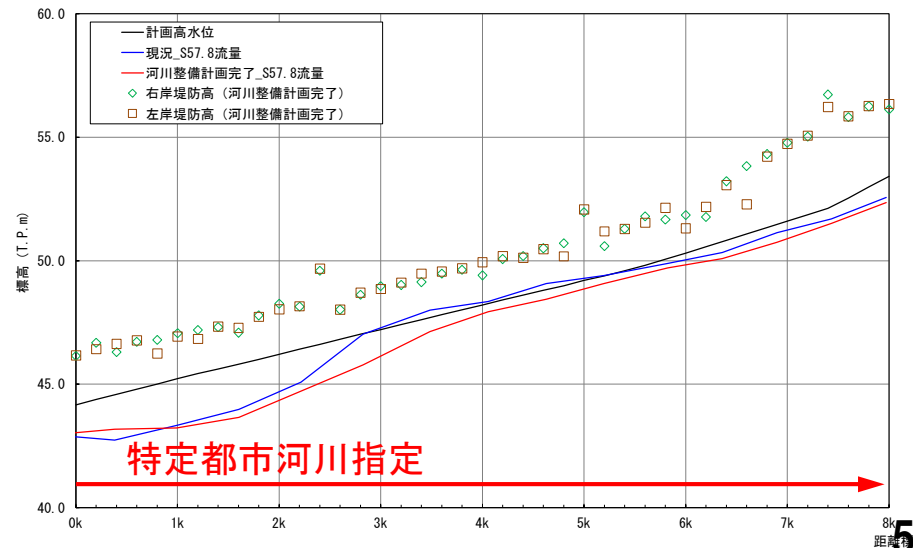
現況河道で昭和57年8月降雨と
同規模洪水が発生した際の浸水範囲



大和川(奈良県域) 水位縦断面図



佐保川 水位縦断面図



流域治水では、流域のあらゆる関係者の参画のもと、土地利用状況及び地形特性等を踏まえ、下記の3つの視点から、浸水被害対策を総合的かつ多層的に進める。

① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策 (ハザードへの対策)

流域全体で雨水や流水等を貯留する対策や洪水を流下させる対策、氾濫水を制御する対策をそれぞれ充実し、効果的に組み合わせ、自然環境が有する多様な機能も活かしながら実施する。

- ◆ 河道掘削、遊水地整備
- ◆ 下水道整備
- ◆ 雨水貯留浸透施設等の整備、ため池や田んぼの治水活用
- ◆ 利水ダムにおける事前放流等の実施等



② 被害対象を減少させるための対策(暴露への対応)

条例で指定する「市街化編入抑制区域」等を考慮し、浸水リスクがあるエリアにおける宅地の嵩上げや建築物の構造の工夫等の浸水軽減対策を講じる。

- ◆ 浸水被害防止区域の指定
- ◆ 貯留機能保全区域の指定



※市街化調整区域内の土地の区域であって、10年につき1回の割合で発生するものと予想される降雨が生じた場合において想定される浸水深が50cm以上の土地の区域

③ 被害の軽減、早期復旧、復興のための対策 (脆弱性への対応)

流域全体で「避難体制の強化」「経済被害の軽減」「早期復旧・復興」等のための対策を組み合わせ、被害を最小化する。これらの取組みを推進するための水災害リスク情報を充実させる。

- ◆ ハザードマップの周知及び住民の水害リスクに対する理解促進、実効性確保
- ◆ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び訓練実施の徹底による避難の実効性確保等



- 特定都市河川浸水被害対策法の施行通知においては、『効果を発現させるために必要な期間、概ね20～30年間程度を一つの目安とする』としている。

〔計画期間の考え方〕

河川、下水道、まちづくりの計画期間を勘案

河川

「大和川水系河川整備計画(国管理区間)」(H25)における河川整備計画の対象期間は概ね30年であるが、策定後8年が経過しており、残りの期間が概ね20年

下水道

市町村が策定している下水道の雨水対策の全体計画目標は概ね20年

まちづくり

「奈良県都市計画区域マスタープラン(現在、見直し中)」は、概ね10年間の都市計画の基本的な方向性を示している。



計画期間を概ね20年と設定

〔計画対象降雨の考え方〕

- 河川整備計画、流域整備計画、下水道計画における計画対象降雨

大和川水系河川整備計画

(国管理河川)
昭和57年8月降雨

(県管理河川)
概ね10年に1回程度の確率で発生する降雨

大和川流域整備計画

(国管理河川)
昭和57年8月降雨

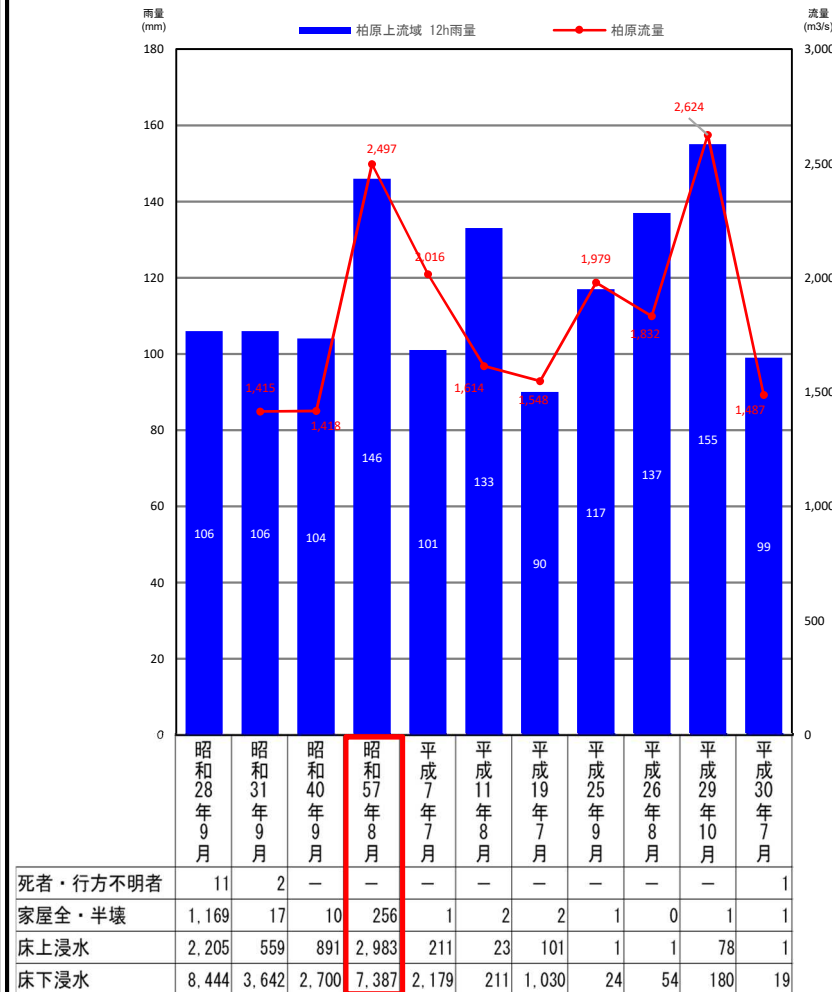
(県管理河川)
概ね10年に1回程度の確率で発生する降雨

(流域対策)
現在有している保水機能の保全、適性な土地利用等

下水道(事業実施計画)

概ね10年に1回程度の確率で発生する降雨

- 大和川流域の主要洪水における浸水被害状況 (柏原地点)



近年の洪水でもっとも被害が大きい

し、河川・下水道の整備計画や浸水被害実績を勘案し、昭和57年8月降雨を計画対象降雨とする。

【流域整備計画と流域水害対策計画の関係】

① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策

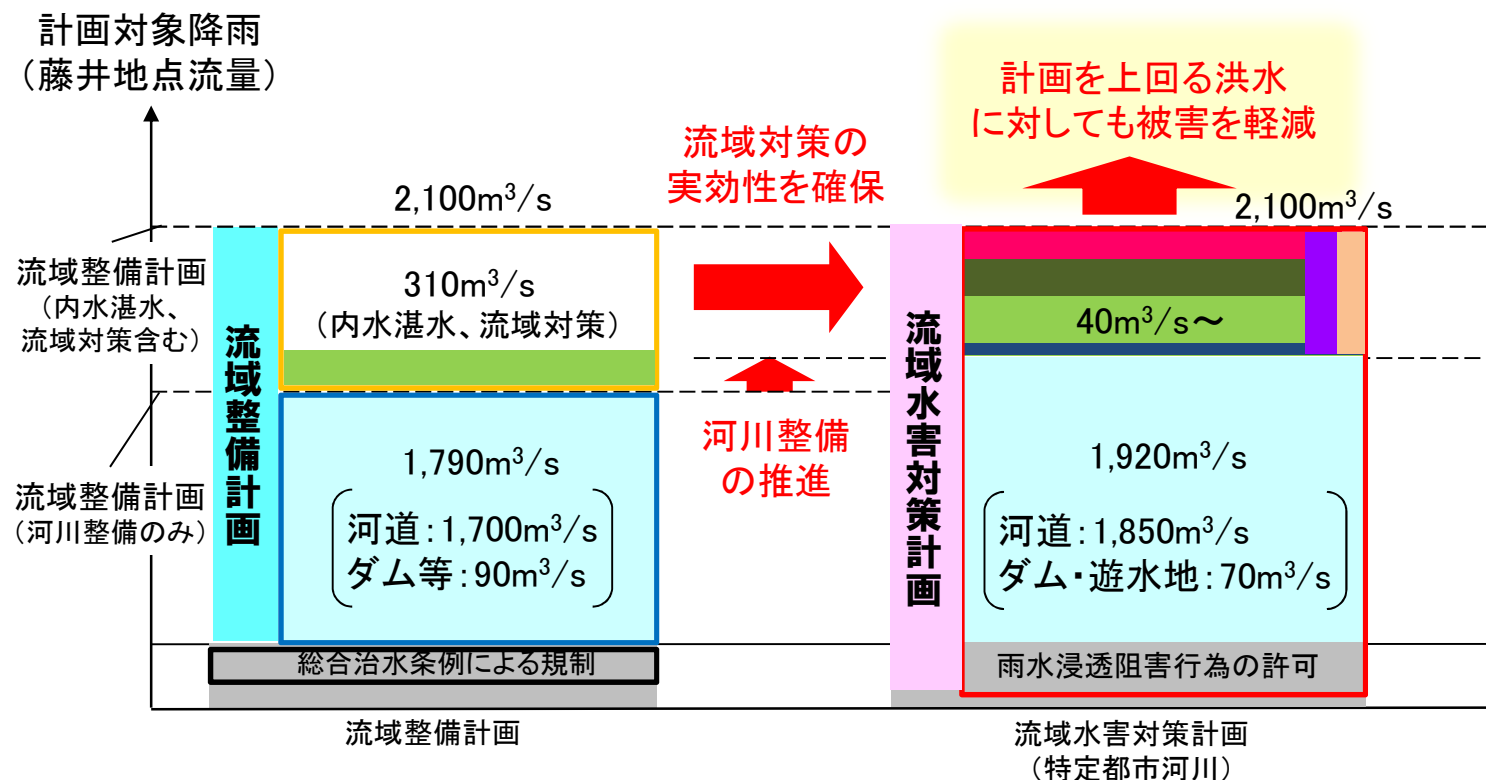
- 河川整備
- 下水道整備
- 雨水貯留浸透施設の整備
ため池治水利用
- 既存ダムの洪水調節機能強化
- 雨水浸透阻害行為の許可
山林等の保水

② 被害対象を減少させるための対策

- 浸水被害防止区域の指定等(※)
- 貯留機能保全区域の指定
- (※) 支川氾濫や内水による浸水が残ると想定される区域については、住民及び利害関係人の意見、防災まちづくりとの連携を踏まえ、区域設定を検討

③ 被害の軽減、早期復旧、復興の対策

- 浸水被害の拡大防止のための措置

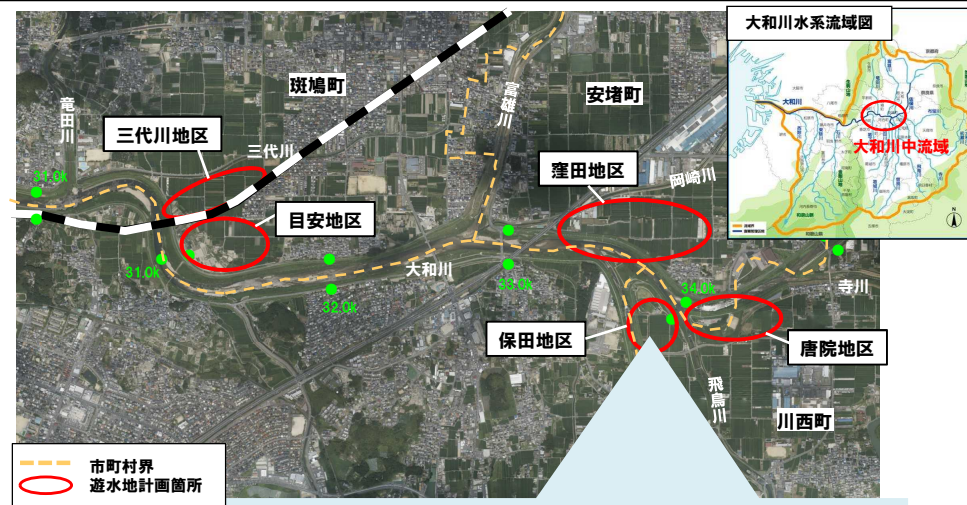


① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策(河川の整備)

- 効果的な河川整備（河道掘削、遊水地整備等）を着実に実施し、流域の治水安全度を早期に向上させる。河道掘削においては河川環境への影響の回避・低減を図るとともに、遊水地整備においては平常時は憩いの空間や多様な生物の生息・生育・繁殖環境としての湿地機能を有し、豪雨時には防災・減災に寄与する施設整備を検討する。
- 流域治水整備事業や特定都市河川浸水被害対策推進事業補助を活用して事業の加速化を図る。



奈良県藤井地区第三大和川橋梁



奈良県桜井市大福工区佛生井堰



大和川遊水地計画

① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策(下水道整備)

- 下水事業者が特定都市河川流域内において、効率的な浸水被害対策を図るため、管渠、雨水貯留施設等の整備を推進する。
- また、内水ポンプ施設の運転において、外水氾濫のおそれがある場合には、内水ポンプ施設の運転によって被害を助長させないように、内水ポンプ施設の運転操作ルールを策定する。

【浸水対策施設の整備イメージ】

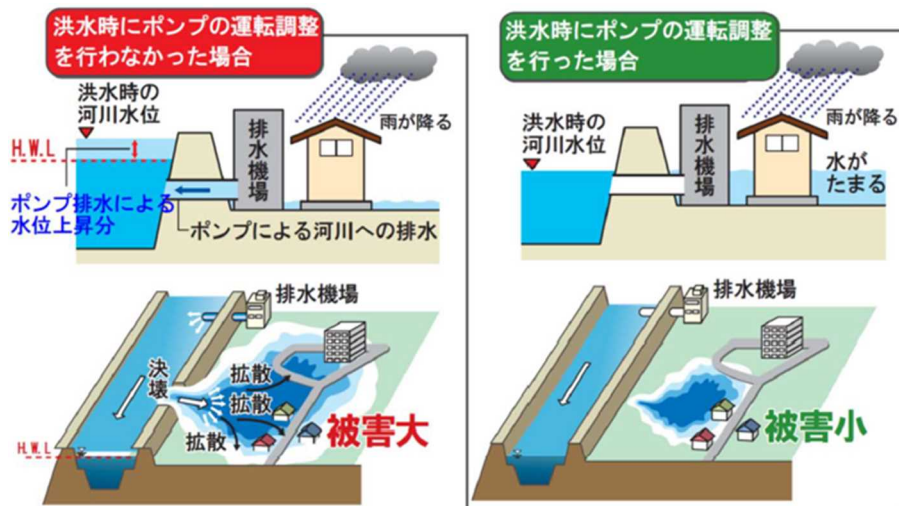


雨水ポンプの整備



雨水貯留管の整備

【内水ポンプ施設の運転調整イメージ】



【奈良市の取組事例】

奈良市の下水道事業では、防災・安全交付金を活用し、下水道浸水被害軽減総合計画(奈良市吉城川下流地区)に基づいて、10年確率降雨(47mm/h)による既設管の能力不足を解消し、かつ、奈良市の既往最大降雨(79mm/h)による床上浸水被害が発生しないことを目標に管渠整備を実施。

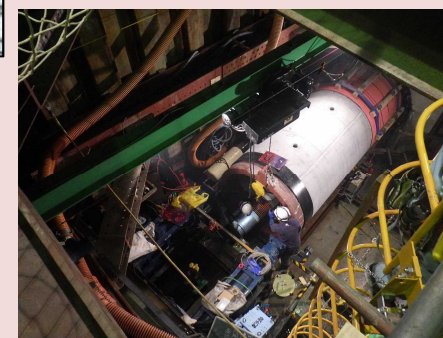
あわせて、内水ハザードマップの作成・公表による情報提供に努め、ハード・ソフト両面の対策により浸水被害を軽減。



浸水被害状況

平成11年9月台風18号(時間最大降雨量75mm)

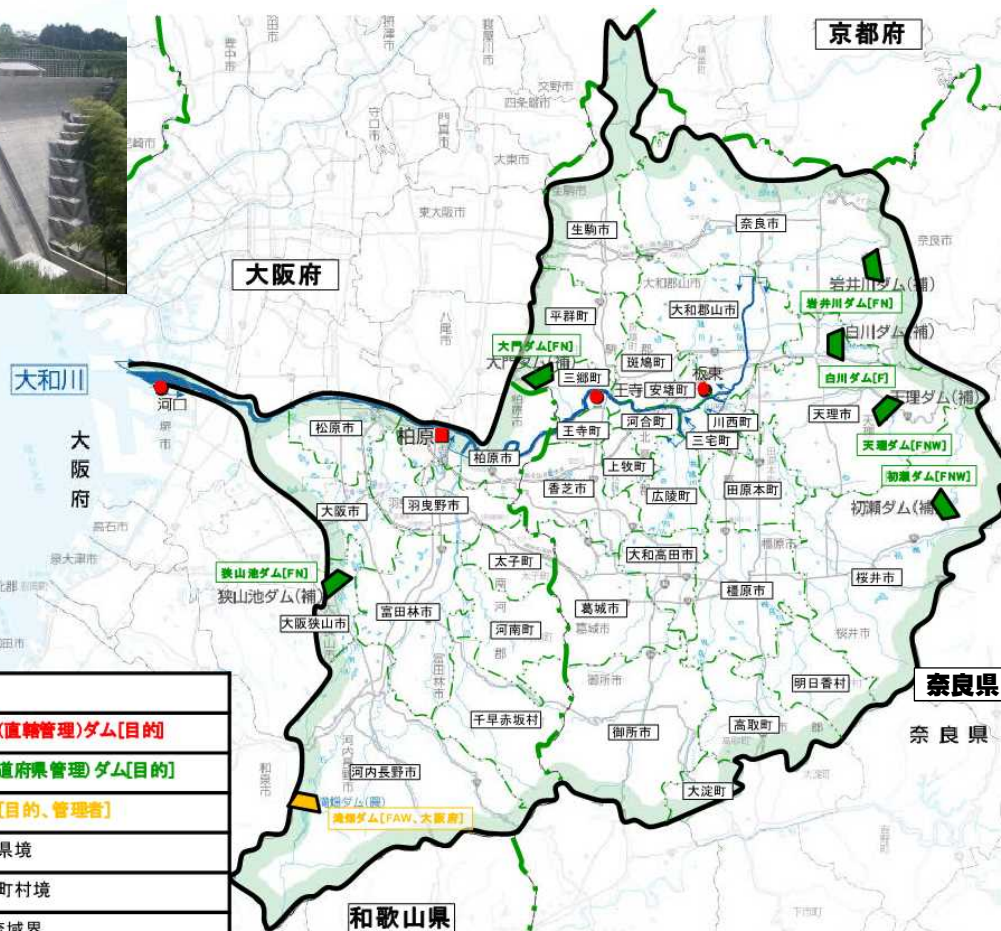
降雨時における既設管の能力不足解消のため、新たに雨水管を設置することで被害を軽減。



雨水管の施工状況

① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策(既存ダムの洪水調節機能強化)

● 特定都市河川区間上流の既存ダム(初瀬ダム、天理ダム、白川ダム、岩井川ダム、大門ダム)を洪水調節に最大限活用するため、事前放流により容量を確保し、ダム下流の浸水被害軽減に努める。



■ 基準地点
● 主要地点

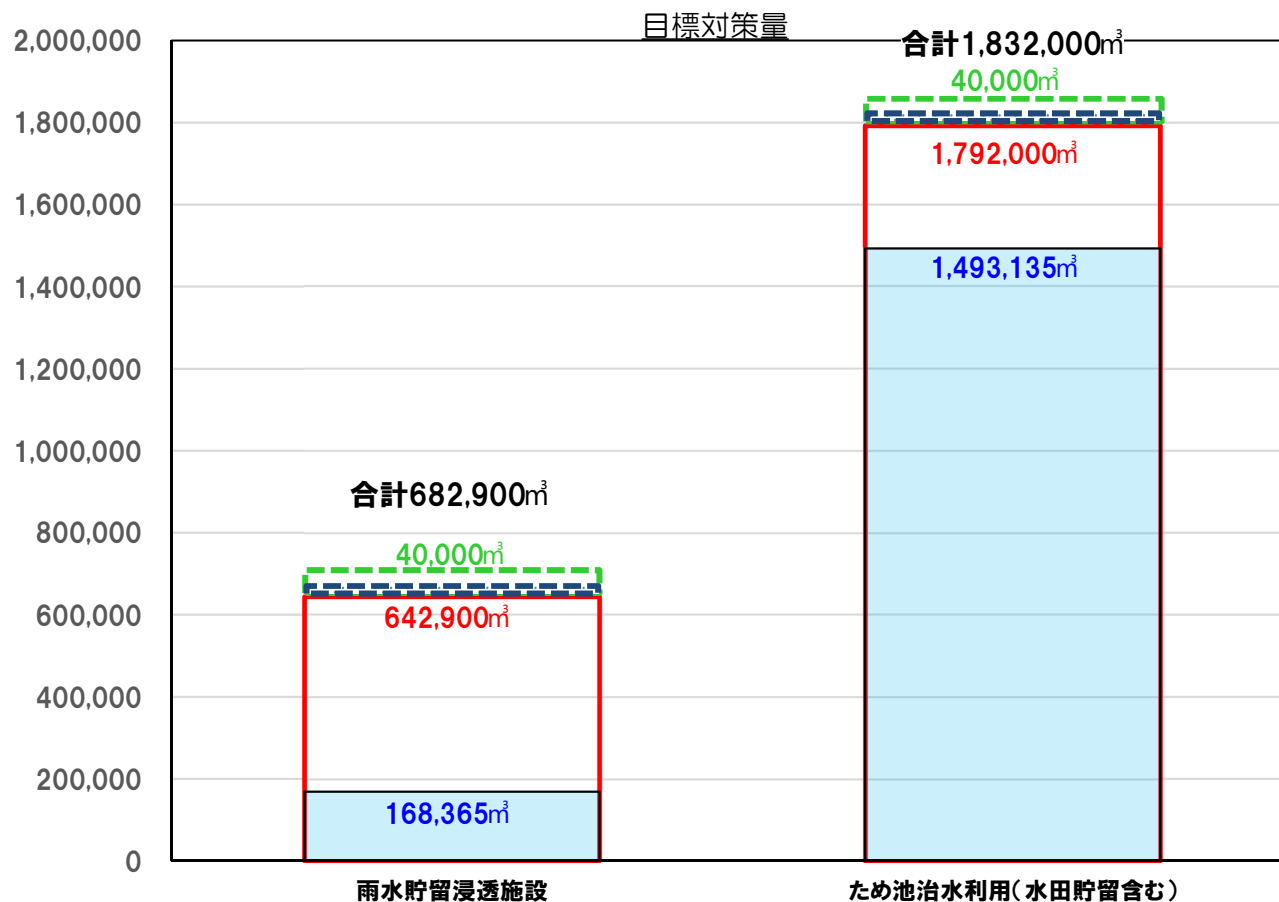
凡例	
	国土交通省所管(直轄管理)ダム[目的]
	国土交通省所管(道府県管理)ダム[目的]
	利水ダム[目的、管理者]
	県境
	市町村境
	流域界
	大臣管理区間

F:治水 N:流水の正常な機能の維持 A:農業用水 W:水道用水 I:工業用水 P:発電



① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策(流域対策施設による目標対策量) 大和川流域水害対策協議会

●流域対策施設による対策量は、大和川水系総合治水対策の『大和川流域整備計画』や『奈良県平成緊急内水対策事業』で定められた対策量の目標を堅持しつつ、計画期間中の更なる流域対策を進めるとともに、民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備も見込んだ目標対策量を設定し、整備の一層の促進を図る。



■ 目標対策量 (m³)
 □ 対策済対策量 (m³)
 ■ 計画期間中の更なる流域対策を進める今後5年間の対策予定量 (m³)
 ■ 民間事業者による対策量 (m³)

① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策(雨水貯留浸透施設)

- 『大和川流域における総合治水の推進に関する条例』等に基づき、公共施設・用地等への雨水貯留浸透施設等の整備を積極的に推進するとともに、民間事業者等が開発に伴う防災調整池や貯留施設等を設置する際には、さらなる貯留機能を付した雨水貯留浸透施設の整備を働きかけ、流域治水整備事業や特定都市河川浸水被害対策推進事業補助を活用しながら目標対策量の確保を図る。
- 特別緑地保全地区の指定等を含め、流域内の浸透機能を有する緑地等の土地の保全を図る。
- 既に都市公園として活用されている等、流域内の国有地の流域対策としての活用を検討する。

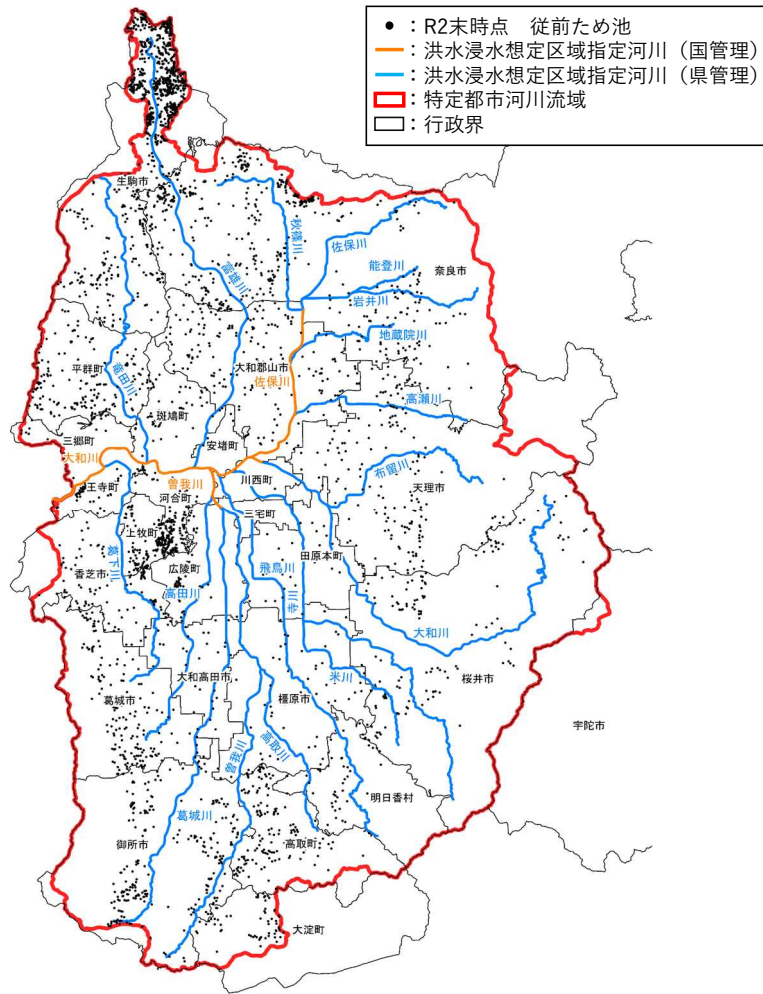


平成緊急内水対策事業
(田原本町阪手南地区・社会福祉協議会駐車場等)

【雨水貯留浸透施設の対策実施済箇所(R3.4時点) : 253箇所】

① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策(ため池の治水利用)

- 放流口の改修など既存ため池の一部改良を行い、ため池の治水利用を推進する。
- また、『大和川流域における総合治水の推進に関する条例』に基づき、ため池の保全に努める。



【従前ため池の現存数(R3.4時点) : 2,650箇所】



ため池の保全 (馬見丘陵公園池・広陵町)

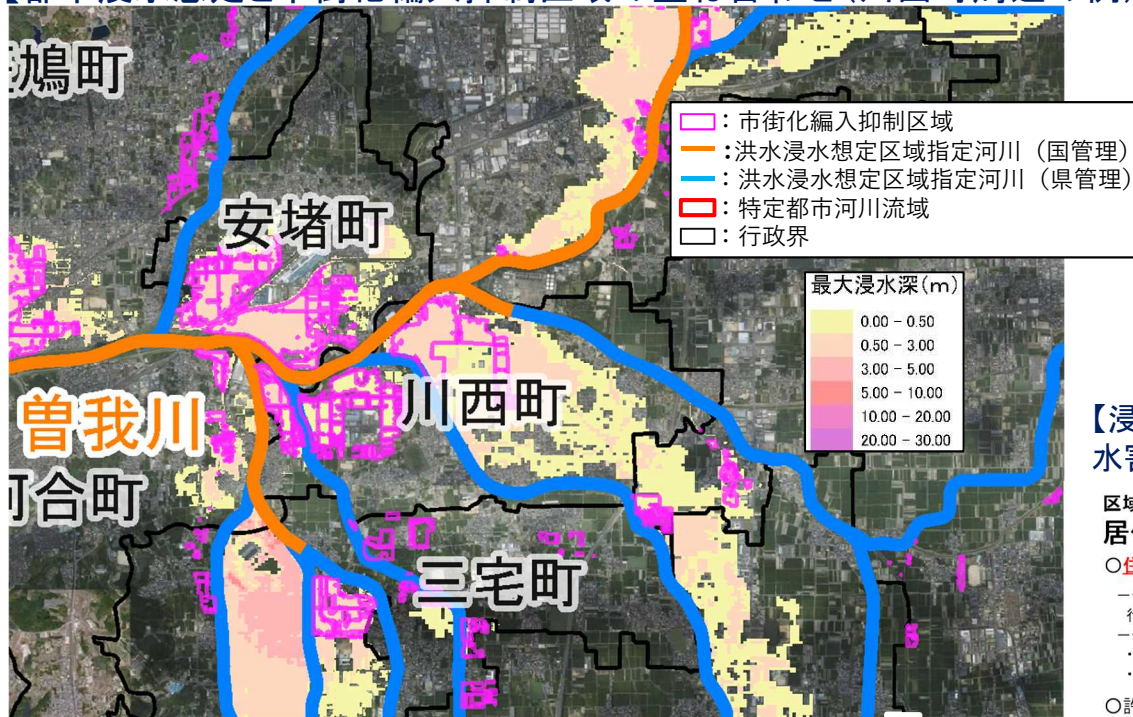


ため池治水利用 (鰻堀池・大和郡山市)

②被害対象を減少させるための対策(浸水被害防止区域)

●浸水被害防止区域は、都市浸水想定区域及び浸水リスク(浸水深等)、整備後の状況、リスクマップ(浸水範囲と浸水頻度の関係をわかりやすく示した地図)等も参考として、現地の地盤の起伏や「大和川流域における総合治水の推進に関する条例」で指定している市街化編入抑制区域、土地利用形態等を考慮した上で、住民等の意向を十分踏まえて指定するものとする。

【都市浸水想定と市街化編入抑制区域の重ね合わせ(川西町周辺の例)】



平成29年台風21号洪水による浸水被害



川西町

【浸水被害防止区域の指定による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりの取り組み】

区域内の土地に
居住する場合にも命を守る

- 住宅・要配慮者施設等の安全性を事前確認
 - 住宅(非自己)・要配慮者施設の土地の開発行為について、土地の安全に必要な措置を講ずる
 - 住宅・要配慮者施設の建築行為について、
 - ・居室の床面の高さが基準水位以上
 - ・洪水等に対して安全な構造とする

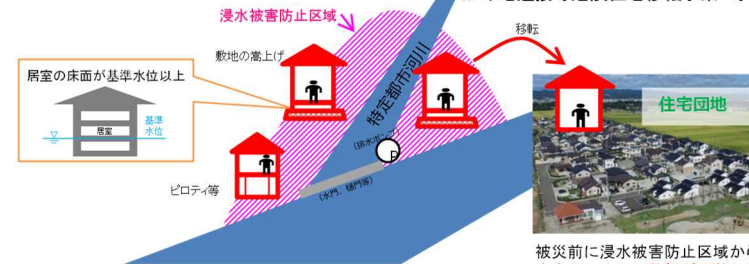
- 許可基準に満たない既存住宅等の浸水対策改修等を支援
 - 災害危険区域等建築物防災改修等事業

区域内の土地への
居住を避ける

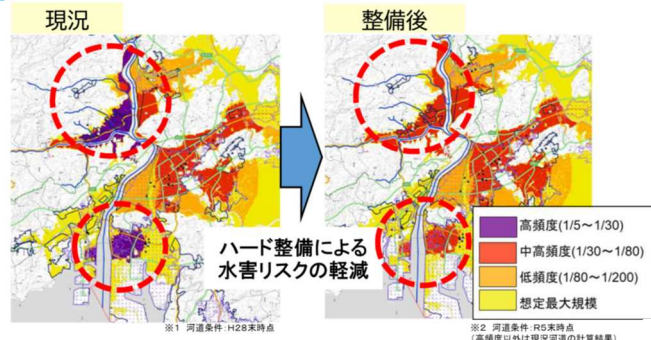
- 立地適正化計画の居住誘導区域から原則除外
- 病院・社会福祉施設・ホテル・自社オフィス等の自己業務用施設の開発を原則禁止

被災前に安全な土地への
移転を促す

- 被災前に安全な土地への移転を推進
 - 防災集団移転促進事業
 - がけ地近接等危険住宅移転事業等



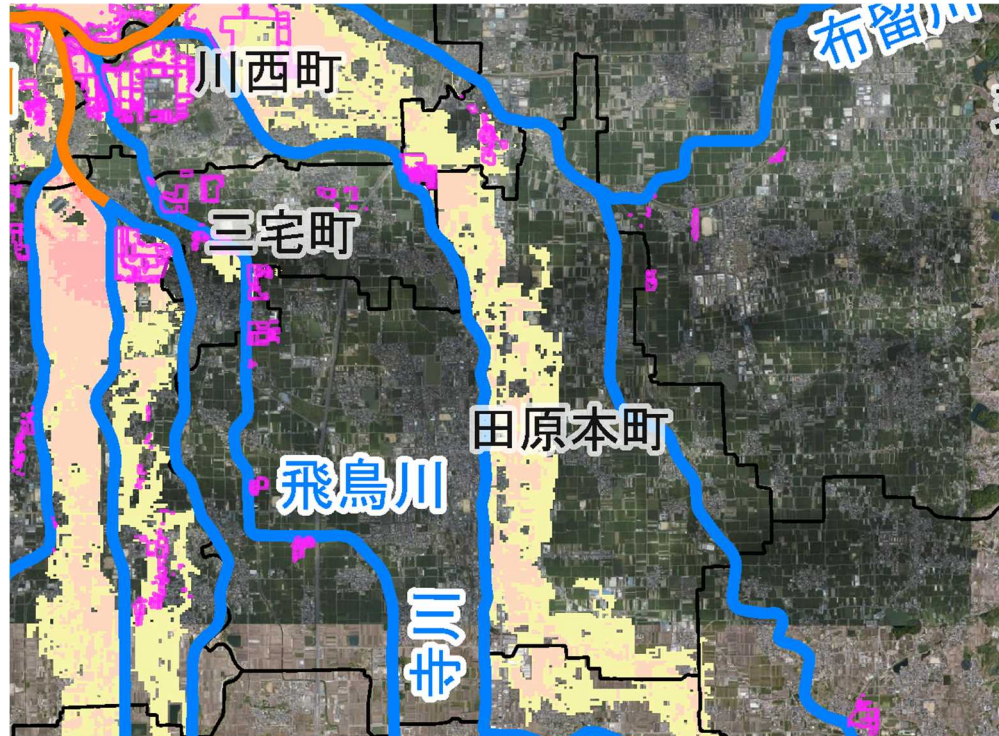
【リスクマップ】(イメージ)



②被害対象を減少させるための対策(貯留機能保全区域)

- 貯留機能保全区域は、都市浸水想定区域や、施設整備後においても堤防からの越水や無堤部からの溢水及び内水等による浸水を許容する区域について、住家の立地状況等の周辺地の利用状況や「大和川流域における総合治水の推進に関する条例」で指定している市街化編入抑制区域、水田等の土地利用状況を考慮した上で、当該土地の所有者の同意を得て指定するものとする。
- 指定においては、その地域の浸水リスクやごみ等の流入が残ること、生物の生息・生育・繁殖環境にとっての重要性について説明し理解に努める。
- 貯留機能保全区域における堆積ゴミ等の対策については、河川協力団体等地域との連携を検討する。

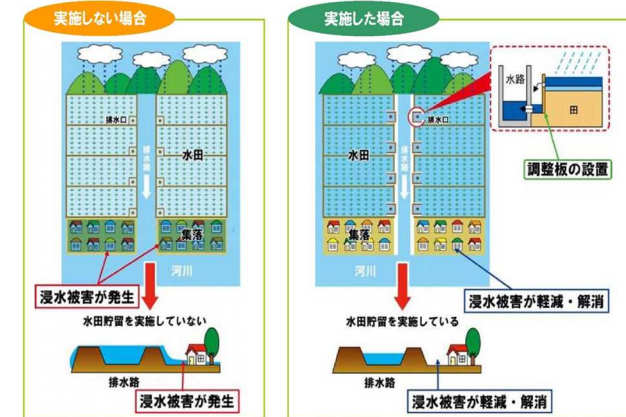
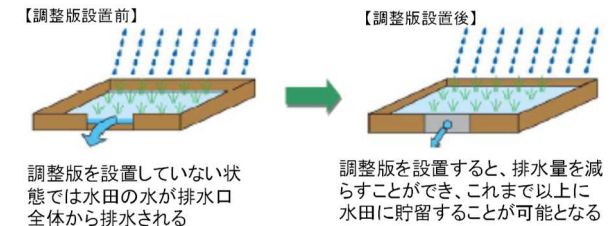
【都市浸水想定と市街化編入抑制区域の重ね合わせ(田原本町周辺の例)】



- : 市街化編入抑制区域
- : 洪水浸水想定区域指定河川 (国管理)
- : 洪水浸水想定区域指定河川 (県管理)
- : 特定都市河川流域
- : 行政界



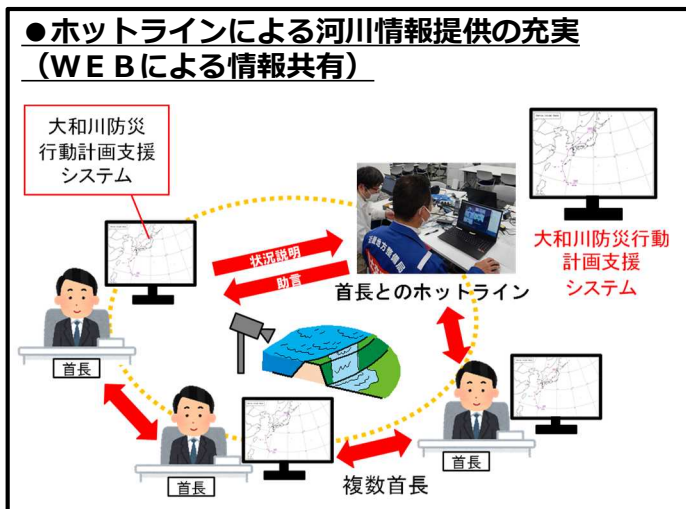
【水田貯留】



③被害の軽減、早期復旧、復興のための対策 大和川流域水害対策協議会

リスクコミュニケーションの充実等

- 計画を上回る洪水が発生し得ることも念頭に、被害の拡大を防止するための取組を関係者が連携して行う。
- オンラインシステムを活用し、複数の関係首長間の情報共有を図り、早期に出水時の適切な体制を構築する。
- 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、実施義務化されている避難訓練の徹底を図るとともに、助言・勧告制度を活用し避難確保の実効性を高める。
- 住民一人ひとりが洪水ハザードマップを活用し、地域の水害リスクの認識や避難に必要な情報・判断・行動を把握するためのマイ・タイムラインの作成を促進する。



●要配慮者利用施設の避難計画作成の促進及び避難訓練の促進支援

【計画作成ポイントの学習】

【施設種別に分かれて意見交換】

【計画作成ポイントと取組工夫を共有】

ワールドカフェ方式

【避難場所・避難経路の検討】

【防災気象情報の学習】

【避難のタイミングの検討】

前期と後期のグループワークにより、施設間のコミュニケーションの『場』を創出

●住民参加型の取り組みを促進

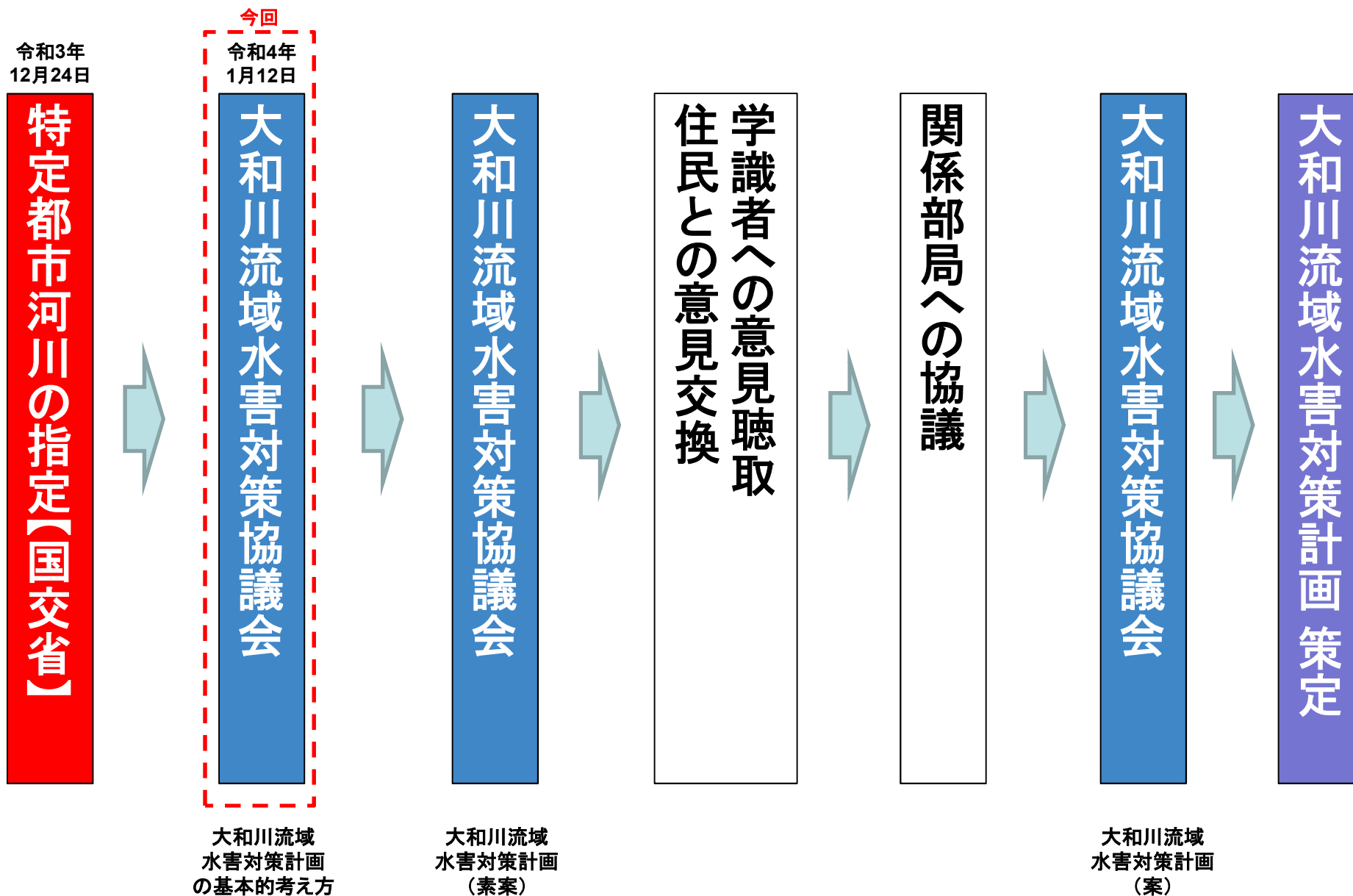
マイ・タイムラインの作成状況

ワークショップ形式

参加者相互の意見交換により理解が向上

小中学校の防災教育

大和川流域水害対策計画策定に向けた流れ



学識者への意見聴取・住民との意見交換(流域治水への地域の参画)

「大和川水系大和川他18河川」の特定都市河川指定【R3.12.24】

流域水害対策計画の策定

学識経験者

- ◆「大和川流域懇談会委員」及び「適地選考委員会(平成緊急内水対策候補地)」等への意見聴取を実施

流域水害対策計画を定める場合において必要があると認めるときは、あらかじめ、河川及び下水道に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。
【特定都市河川浸水被害対策法 第4条 第5項】

関係部局との協議

素案発表

関係住民【大和川(奈良県域)流域】

- ◆素案の閲覧・意見投函とHP等を通じて広く関係住民から意見募集を行う。
- ◆流域内を4圏域(平成圏域)に分割し、圏域毎に意見交換会を実施(各圏域1回)



【平城圏域】

奈良市、大和郡山市、天理市

【生駒いかるが圏域】

奈良市、大和郡山市、生駒市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町

【布留飛鳥圏域】

奈良市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、宇陀市、川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村

【曽我葛城圏域】

大和高田市、橿原市、御所市、香芝市、葛城市、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、大淀町

流域水害対策計画を定めようとする場合において必要があると認めるときは、あらかじめ、公聴会の開催等特定都市河川流域内の住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
【特定都市河川浸水被害対策法 第4条 第6項】

案の策定

計画の策定及び公表

計画策定後も流域水害対策計画に基づく具体的な浸水被害防止区域の指定等の流域対策の推進に向けた流域内住民等の継続的な参画

「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行について」（令和3年11月1日）

第一 特定都市河川浸水被害対策法関係

2. 流域水害対策協議会制度について（特定都市河川浸水被害対策法第6条及び第7条関係）

(3) 協議会の構成員

協議会の構成員は、特定都市河川法改正による改正後の同法第6条第2項及び第7条第2項により、河川管理者等及び当該特定都市河川が接続する河川の河川管理者とされている。

加えて、当該特定都市河川流域の区域の全部又は一部をその区域に含む地方公共団体に隣接する地方公共団体の長、学識経験者その他の河川管理者等が必要と認める者を協議会の構成員とすることができることとされている。

必要に応じて、流域水害対策計画の策定等における専門的な観点からの助言や関係者間の調整役としての学識経験者や、雨水貯留浸透施設整備等の流域対策の促進や避難対策の実効性の向上等の観点から、流域対策の実施を予定している民間事業者のほか、地域の防災リーダーや過去の洪水の歴史に詳しい住民等を構成員に追加することが望ましい。

また、氾濫想定区域のうち集水域を越える区域がある場合で、かつ、前述の1. (3)に示す手順により特定都市河川流域の指定の手続を講じる場合には、流域水害対策計画の策定者とすることを念頭に、流域水害対策計画の検討への参画を促す観点から、当該区域が所在する地方公共団体も構成員に追加されたい。



次回協議会で新たに、奈良県内において防災関係に係わりのある組織等から参画を求めていく。

流域治水関連法に基づく「流域治水」の本格的実践

○特定都市河川流域において、法的枠組み※1・予算制度・税制等を最大限活用し、遊水地・二線堤・雨水貯留浸透施設等のハード対策と浸水リスクの高い土地の利用規制等のソフト対策を強力に推進。

背景

気候変動による降雨量の増加により、本支川合流部や狭窄部などの箇所において、従来想定していなかった規模での水災害が頻発例) 西日本豪雨 (H30)、東日本台風 (R1) など

法的枠組みを活用した流域治水の推進

特定都市河川の指定要件を拡大※2し、全国の河川で、法的枠組みを活用して、ハード整備の加速に加え、国・都道府県・市町村・企業等の関係者の協働で土地利用規制や流出抑制対策等に取り組む。

特定都市河川の指定 全国の河川へ指定拡大

流域水害対策協議会の設置 計画策定・対策等の検討
構成員：河川管理者、下水道管理者、都道府県、市町村等

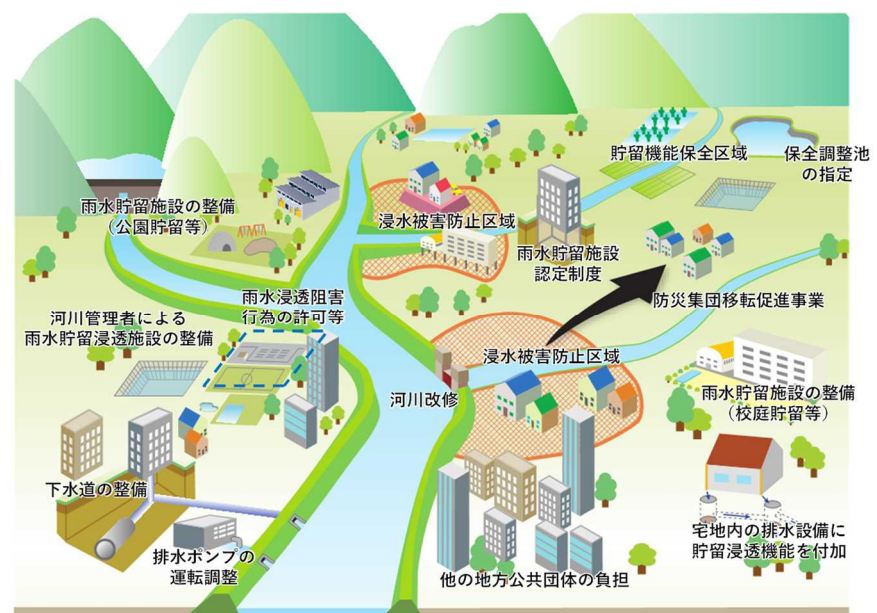
流域水害対策計画 策定
洪水・雨水出水により想定される浸水被害に対し、概ね20-30年の間に実施する取組を定める
計画に基づき、関係者の協働により、「流域治水」を本格的に実践

特定都市河川における流域治水の本格的実践

令和4年度より予算の重点化
遊水地・輪中堤・排水機場等の**整備の加速**

雨水浸透阻害行為への対策の義務付けによる雨水流出抑制の推進
公共・民間による雨水貯留浸透施設の整備促進

令和4年度より予算・税制支援
浸水被害防止区域・貯留機能保全区域の指定等の**水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりの推進**



特定都市河川流域におけるハード・ソフト対策のイメージ

※1 「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第31号)

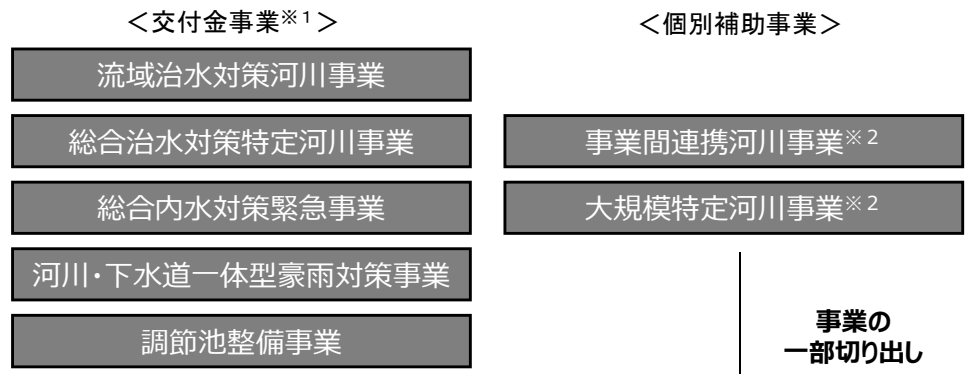
※2 「接続する河川の状況」又は「河川の周辺の地形等の自然的条件の特殊性」により河道等の整備による浸水被害の防止が困難な河川を追加

流域治水関連法に基づく「流域治水」の本格的実践

○本支川合流部や狭窄部等を有する浸水リスクの高い地域（特定都市河川流域）における早期の浸水被害軽減のため、土地利用規制と合わせて実施する遊水地・二線堤等のハード対策に集中的に投資するための新規事業を創設。

特定都市河川浸水被害対策推進事業（個別補助事業）の創設

既存の交付金・個別補助事業を統合・リニューアルすることにより、土地利用規制等のソフト対策を含む流域水害対策計画に位置付けられた都道府県・市町村・民間事業者等が実施する事業を計画的かつ集中的に実施し、早期に治水安全度を向上させる。

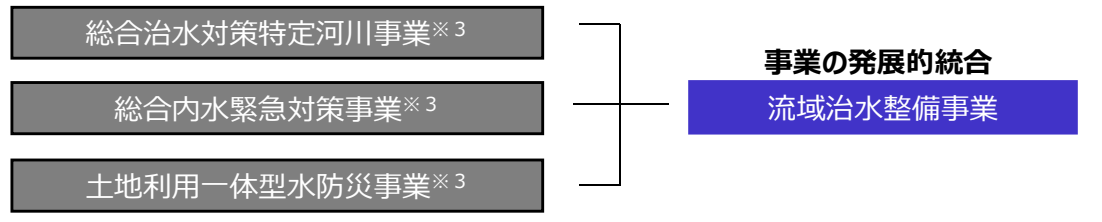


	河川対策	流域対策
事業メニュー	河道掘削、堤防整備、遊水地の整備、輪中堤の整備、排水機場の機能増強 等	雨水貯留浸透施設※4、二線堤の整備 等
実施主体	河川管理者	都道府県、市町村、民間事業者等
国庫補助率	1/2（個別補助事業）	1/3(通常) ⇒ 1/2(個別補助事業)

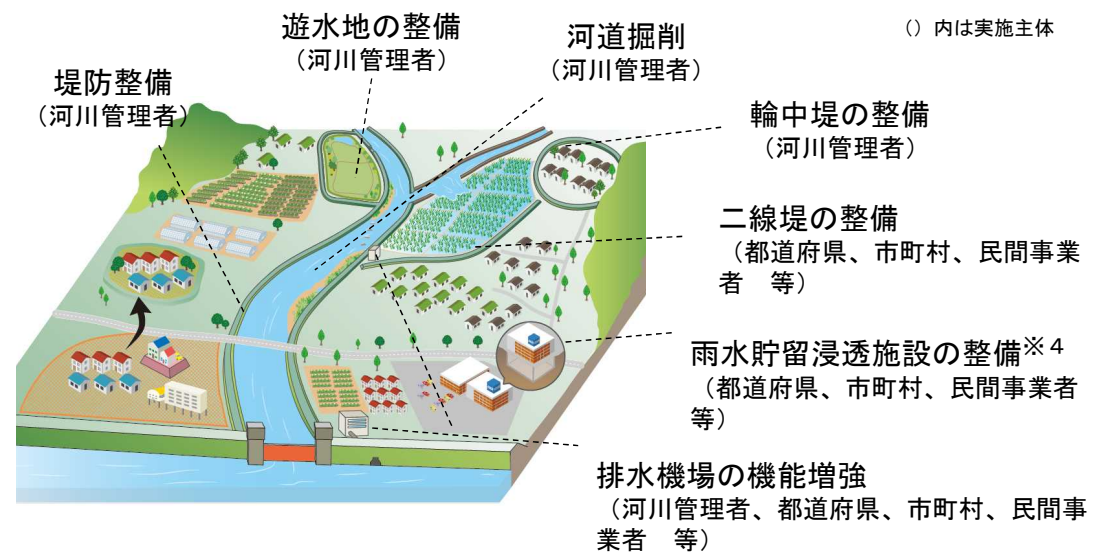
※1 この他、特定都市河川で実施する事業を一部切り出す事業もある
 ※2 特定都市河川で実施する事業を切り出し、それ以外の事業は継続して実施

流域治水整備事業（国直轄事業）の創設

既存事業を統合・リニューアルすることにより、土地利用規制等のソフト対策を含む流域水害対策計画に位置付けられた国直轄事業を計画的かつ集中的に実施し、早期に治水安全度を向上させる。



※3 令和3年度以前に採択された事業は令和4年度以降も継続



特定都市河川流域における主なハード対策

※4：雨水貯留浸透施設の整備（R3年度に制度拡充）
 実施主体市町村、都道府県、民間事業者等、国庫補助率：1/2（指定区間内の一級、二級で市町村、民間事業者等が整備する場合、都道府県等が四分の一を目安に負担するものに限る）
 その他支援：民間事業者等が整備する場合の固定資産税の減税（課税標準を1/6～1/2の範囲で条例で定める範囲の割合とする）

水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりの推進

○特定都市河川流域において、区域指定による移転等の促進や開発・建築行為の許可制の導入、貯留機能を有する農地等の保全等、水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりを推進するための予算・税制等の新たな支援制度を創設。

水災害リスクを踏まえたまちづくり・ 住まいづくりの推進

水災害の危険性の高い地域の居住を避ける

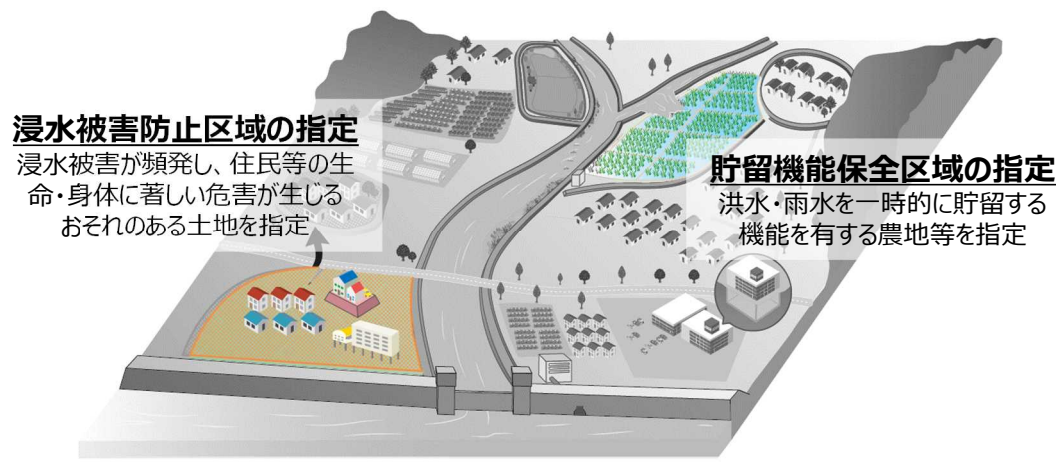
浸水被害防止区域における住宅・要配慮者施設等の開発・建築行為の許可制の導入や、都市計画法上の原則開発禁止、高齢者福祉施設等の新規整備の抑制等により被害拡大を防止

水災害の危険性の高い地域に居住する場合にも命を守る

浸水被害防止区域等の浸水リスクの高い区域に居住する方々の安全を守るため、宅地の嵩上げやピロティ化等の対策を推進

水災害の危険性の高い地域からの移転を促す

防災集団移転促進事業等により、浸水被害防止区域等の浸水リスクの高い区域からの移転を促し、被害拡大を防止



移転や改修への支援制度

(防災集団移転促進事業)【都市局所管事業】
浸水被害防止区域等の災害危険エリアにおいて、地域コミュニティを維持しつつ、防災性向上を図るため、住居の集団的移転の促進を目的として、住宅団地の整備、住居の移転、移転元地の買取等に対し事業費の一部を補助※1
○ 令和3年度より災害危険区域に加え、浸水被害防止区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域を追加
○ 令和2年度より最小移転戸数を10戸→5戸に緩和

(がけ地近接等危険住宅移転事業)【住宅局所管事業】
がけ地の崩壊等による自然災害のおそれの高い区域からの住宅の移転を支援※2
○ **令和4年度より**災害危険区域等に加え、**浸水被害防止区域**等を追加

(災害危険区域等建築物防災改修等事業)【住宅局所管事業】
災害危険区域等において、既存不適格の住宅及び建築物(避難所等に限る)※3の浸水対策改修等への助成を支援
○ **令和4年度より**災害危険区域等に加え、**浸水被害防止区域**を追加

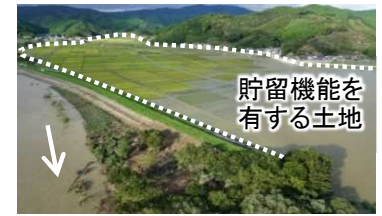
※1：住宅団地の整備・住居の移転等の費用について、約94%を国が負担（地方財政措置を含む）
※2：許可基準に満たない住宅の移転費等を助成
※3：浸水被害防止区域においては、許可基準に不適な既存の住宅及び社会福祉施設等

農地等の貯留機能の活用の推進

令和4年度より、都市浸水の拡大を抑制する効果があると認められる土地を貯留機能保全区域として指定した場合に、当該土地に係る**固定資産税等への特例措置**（課税標準を2/3～5/6の範囲で条例で定める範囲の割合とする）を設ける。

令和4年度より貯留機能保全区域の指定にあわせた地方公共団体や民間による二線堤の築造等への支援(再掲)

・国庫補助率の嵩上げ(1/3※4⇒1/2)
※4：民間事業者による整備は令和4年度より新規創設



「大和川流域治水相談窓口」を開設(R3.12.23)

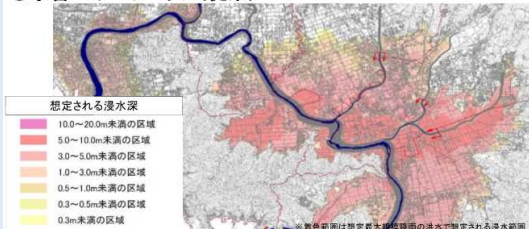
～流域治水関連法施行後、全国初となる特定都市河川に大和川等が指定～

大和川の特定都市河川指定に伴う流域治水対策を推進するため、王寺出張所に「大和川流域治水相談窓口」を設置しました。今後、雨水貯留浸透施設の整備やため池治水利用、土地利用規制等、関係市町村等による流域治水の取り組みに対して技術的支援を行います。

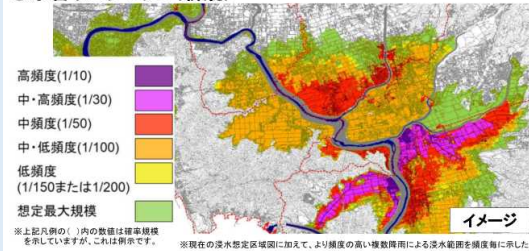


相談窓口看板設置

○水害ハザードマップ(従来)

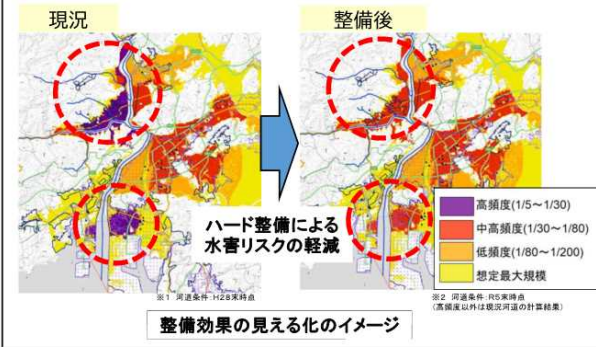


○水害リスクマップ(新規)

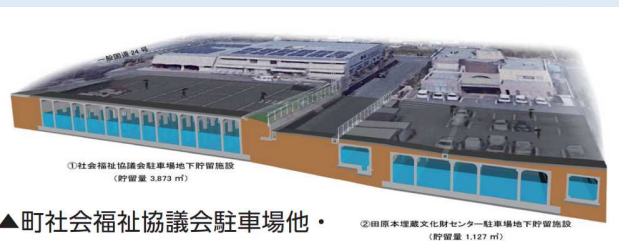


水害リスクマップを活用したまちづくり等との連携

- ・現在のリスクに加え、将来のリスクも提示(整備効果の見える化)
- ・土地利用規制や居住の誘導を促進
- ・きめ細やかな企業BCPの作成、水害保険への水害リスクの反映



雨水貯留浸透施設の整備



▲町社会福祉協議会駐車場他・

田原本町文化センター駐車場地下貯留施設



田原本町社会福祉協議会
駐車場他雨水貯留施設

ため池の治水利用

利水容量の一部を治水容量に転換し、流出抑制機能の向上を図り、氾濫を軽減



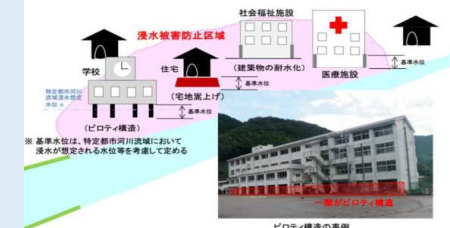
ため池治水利用施設(大和郡山市 鏡堀池)

水田貯留



調整板を設置すると、排水量を減らすことができ、これまで以上に水田に貯留することが可能となる。

浸水被害防止区域の指定



貯留機能保全区域の指定

